

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

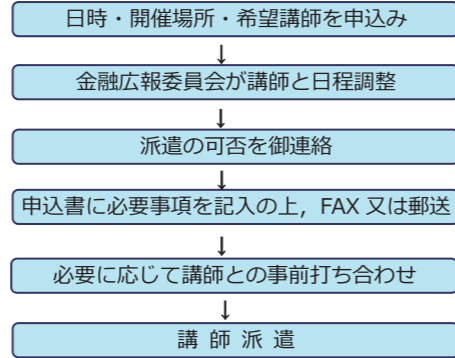
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内

電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。

講師派遣申込み手順



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成31年3月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじ ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
おおた かずこ 太田 和子	・家庭での金銭教育を考えよう ・老後の暮らしを豊かにしよう ・消費者啓発	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	いいた ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金のお話（本当に必要なお金は）
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	みかみ きくみ 三上 喜久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
いそぎき のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識		

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※	市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	月・金	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00	北広島町	0826-72-5571	月・木	10:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	※町の相談日以外の日、竹原市の窓口で相談できます。			
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>
消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など
受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

ひろしま スクエア

No.46 (2019年3月発行)

発行：広島県生活センター
(環境県民局消費生活課)



若者の消費者被害防止のために

平成30年6月に、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立しました。未成年者（既婚者を除く）は、親権者等の法定代理人の同意を得ずに行った契約を取り消すことができますが（未成年者取消権）、今回の改正によって、平成34年4月1日以降は、18歳及び19歳の若者は、この未成年者取消権を行使できなくなります。自分の意思で自由に契約ができるようになる半面、消費者として責任ある行動が求められるようになると言えます。

消費者トラブルを防ぐためには、「自分は大丈夫」という気持ちを捨てて、いまだのような消費者トラブルが起こっているかに関心を持ち、自分の事として考えることが大切です。

近年増加している消費者トラブルやその対処法を学び、かしこい消費者を目指しましょう。

平成30年度の取組紹介



ホームページで、世代ごとに気をつけたい消費者トラブルについて掲載しています。

広島県消費者啓発情報サイト

検索



Twitter, Facebook を通して、「いま」気をつけたい若者の消費者トラブルについて、随時情報発信を行っています。

ナッキー&ネイリー

検索

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。



広島県知事 湯崎英彦

経済のグローバル化や高度情報化の進展などに伴い、暮らしの利便性が飛躍的に向上する一方で、多様な商品やサービスが提供され、契約の内容も複雑化することから、消費者トラブルの内容もますます複雑、巧妙化してきています。

すべての県民が豊かな消費生活を送るためには、こうした環境変化に対応し、消費者トラブルに関心を持ち、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

このため、県では、平成27年3月に策定した「広島県消費者基本計画（第2次）」に基づき、「高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化」や「消費者被害防止に向けた消費者教育の推進」などに重点的に取り組んでいるところです。

広島県は、これからも、県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

目次

美容医療、仮想通貨、オンラインゲーム、フリマアプリに関するトラブル … 2~3

広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

美容医療の体験に行ったところ・・・



特定商取引法の改正により、平成 29 年 12 月以降に契約した「脱毛」や「にきび・しみの除去」等の一部の美容医療サービスは、同法の特定継続的役務提供の要件に該当すれば、法定書面を受け取ってから 8 日以内であればクーリング・オフができるようになりました。また、クーリング・オフ期間を過ぎても、法律で定められた解約料を支払えば、いつでも解約することができます。

アドバイス

- 契約しようとしているサービスに、法律が適用されるかを確認しましょう。例えば、「即日施術」等、1 カ月を超えない契約には適用されないため注意が必要です。
- メリットのみを強調する広告をうのみにせず、効果やリスクについて幅広く調べましょう。
- 契約内容や支払総額、解約条件について、十分な説明を求めましょう。クレジットカードで支払う場合は、手数料も含めた支払総額を確認し、支払い可能な額かどうか考えましょう。
- 契約を急かされても焦ってその場で決めず、慎重に検討するようにしましょう。

仮想通貨を購入したものの・・・

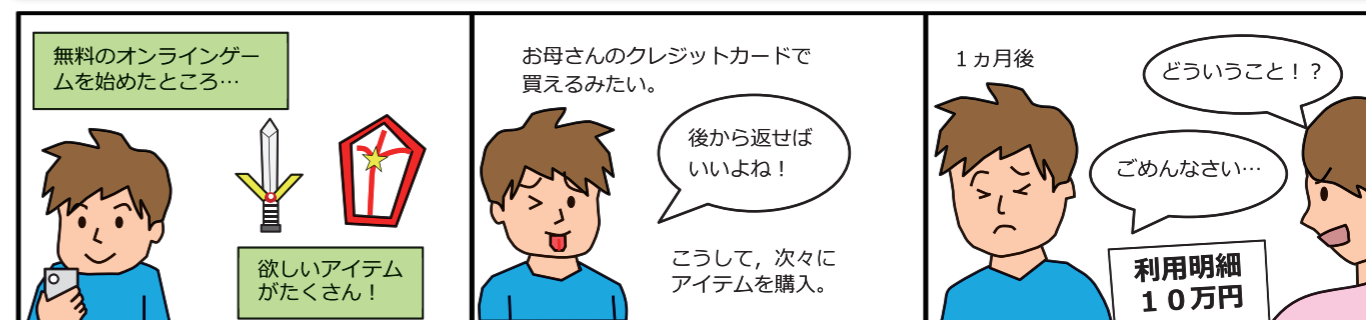


仮想通貨は、価格が急落して損をする可能性があります。「必ず儲かる」方法はなく、リスクを伴う取引であることを認識しましょう。

アドバイス

- 知人や友人から勧誘された場合でも、契約の相手方となる事業者が、仮想通貨交換業の登録を受けているかを金融庁のウェブサイト等で確認しましょう。
- 一般の消費者が、仮想通貨関連の投資の実態を調べることや、勧誘を受けた仮想通貨が将来的に適切に取引されるかを判断することは困難です。内容に少しでも不安があれば、取引をしないようにしましょう。

オンラインゲームの有料アイテムで・・・



未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則的には取り消すことができます。しかし、事実関係の証明が難しい場合や、すでにゲームで遊んだ後の場合は、返金されないことがあります。また、未成年者が「成年である」と積極的に偽って契約した場合は、取り消しは認められません。

アドバイス

- 親も子供が遊んでいるゲームの仕組みや支払方法について確認し、親子で遊び方のルールを決めておきましょう。
- クレジットカードの管理を徹底し、親の知らない間に子供が勝手に使用することがないようにしましょう。

フリマアプリ（※）で買い物をしたところ・・・

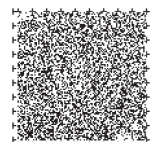
※スマートフォン等のアプリ上で提供されるフリーマーケットのサービス



商品についての双方の認識のズレからトラブルになるケースが多くあります。フリマアプリでの取引は、あくまで個人間の取引となるため、トラブルは原則、当事者双方で解決を図ることが求められることを理解して利用しましょう。

アドバイス

- 購入する際は商品に疑問点があれば事前に出品者に確認する、発送する際はフリマサービスが提供する追跡可能な方法で行う等、トラブルの未然防止に努めましょう。
- 商品の受取前に出品者の評価をすることや、フリマサービスで定められた方法以外で支払う（プリペイドカード、銀行振込等）ことは、トラブルに発展することが多くあります。相手から求められても応じないようにしましょう。
- 未成年者が家の物を無断で出品したり、酒類等年齢確認が必要な商品を購入したりするケースもあります。未成年者が利用する際は、事前に家族等で利用方法のルールを決めておきましょう。



消費者ホットライン ☎ 1 8 8 (「イヤヤ! 泣き寝入り」で覚えましょう)

